

蜃

の時、水引て後獵師彼岩の邊へ行しに、何とば知らず、白く滑なる脂のごとき物多く付居たり、又岩の角の所に、大なる鱗とみゆるもの五六枚付たり、其大さ五六寸づ、あり、何物か洪水に押出され來りて、此岩角に強くすれて、鱗落脂も残れるなるべし、誠此姫川は瀧のごとくなる急流にて、大河なれば、其洪水の勢ひにはいかなるものも、押流さるべし、彼獵師其鱗を取歸り、今に所持せり、人皆龍の鱗といふ、

〔大和本草十四〕蜃略。中 篤信曰、蜃氣爲樓臺ノ蜃ハ、龍ノ類ナリ、日本ニナシ、月令ニシルセシ雉ノ化スル蜃ハ、大蛤ナリ、非做樓臺之蜃略。下

〔重修本草綱目啓蒙二十八下〕蛟龍 ミツチ、ミツチ略。中

附錄、蜃。龍類ニシテ、和産詳ナラズ、同名アリテ、車螯オホハ、アグリモ、蜃ト云コト註ニ詳ナリ、略。中 蜃樓ハ、略。中

勢州桑名ニテ、キツネノモリト云、奥州津輕ニテ、キツネダチト云、越中魚津浦ニテハ、喜見城ト云フ、海邊ニハ、何レノ國ニモアルコトナリ、津輕ニテハ、春末雪消ル時ニアリテ、他時ニハナシ、

夕陽ニ映ジテ、海上或ハ地上ニ、白氣上リテ、人物或ハ樓臺屋舎ノ形ヲ現ズ、人集リ觀ル、藝州ニテ

四月、嚴島ノ山ノ後、海上ニツゞキテ、屏風ノ如ク、諸物ノ形象ヲ現ズ、略。中 ホウライイジマト云フ、是

皆海氣ノナス所ニシテ、蜃龍ノ氣ヲ吁スルニ非ズ、略。下

〔結託錄下〕海市ノ事

海市ハ、蜃樓也、佛書ニ乾闥婆城ト云也、周防ニテ、濱遊ハマユビ又龍王遊リョウワウノユビトモ云、土人云海龍王ノ濱へ出テ

遊ブ也ト、周防ノ醫生某在國ノ時、目撃セリト、其物語ニ、海中俄ニ洲渚山郭城樓村落竹樹人物往

來歴々タリ、暫シテ滅スト、安藝ノ嚴島ニテ、蓬萊ノ島ト云、松下氏異稱日本傳ニ、蓬萊島ヲ嚴島ノ

別名トス、誤也、山上ニ現ズルヲ山市ト云、四日市ニテモ見レシコトアリ、越中ニテハ、狐ノ森ト云、

常陸ノ影沼ハ、別ナリ、影沼ハ地ニ人物ノ往來スル影寫リ見ユル也、即唐土ノ書ニ出タル地鏡ナ

リ